

学校生活のルール

東京都立葛飾商業高校
定時制生活指導部

これは、みなさんが葛飾商業高等学校でお互いに気持ちのよい学校生活を送るため、そして、卒業後、円滑に社会生活をしていくために必要な習慣を身につけることを目的として作られた学校で守るべきルールです。昼間の労働で疲れた身体には、学校生活が負担になることもあるかもしれません。しかし、規律正しい生活をするには、健康な身体とたくましい精神力を養うのに必ず役立つはずで、お互いのために、そして自分自身のためにもルールをしっかりと守りましょう。

I 登校と下校

1. 午後 5 時 25 分までに登校する（午後 5 時より前に登校してはいけません）。
2. 午後 10 時までに下校する。ただし、定期考査・短縮授業・長期休業・始業式などの場合は、最終下校時刻を原則として午後 9 時とする。
3. 車・バイク・スケートボードなど徒歩・自転車・公共交通機関以外での登校を禁ずる。
他人（保護者は除く）の運転する車・バイクへの同乗も禁ずる。
4. 登校後は無断で校外へ出ることを禁ずる（給食時間を除く）。
5. 正当な理由なく欠席・遅刻・早退をしてはならない。止むを得ない場合は担任に申し出て了解を得ること。欠席する場合は、あらかじめ担任に電話で連絡すること。
6. 休日（休業日）に登校し、校舎・校庭を使用する場合はあらかじめ所定の手続きを取り許可を受ける。
7. 自転車通学者は交通法規を守り、安全運転を徹底し、できるだけ自転車保険に加入する。
8. 自転車通学者は指定された場所に駐輪する。夜間の登下校となるので電灯を必ず点けること。電灯の点かない自転車の使用を禁ずる。雨天時はレインウェアを着用する。
9. 交通機関の事故による遅刻の際は、遅延証明書をもらい、登校後、担任に提出する。

II 服装

1. 服装はいつも清潔にし、華美にならないようにする。
2. 上履きは指定されたものを履き、履いてきた靴は所定のゲタ箱に入れる。

III 授業・考査

1. 授業時間についての注意事項

- (1) 始業のチャイムが鳴ったら、すぐ教室に入り、座席表のとおりに着席する。
- (2) 始めと終わりの礼はきちんと行う。
- (3) 常にまじめな学習態度で教室内では静粛にし、よい学習環境を作るよう努める。
- (4) 勝手に立ち歩いたり、教室の外に出てはならない。
- (5) 帽子・サングラス・イヤフォンなどを取る。
- (6) 携帯電話の使用を禁ずる。携帯電話の電源を切っておく。
(授業中にかかってきた電話に出てはいけません、かけてもいけません。)
- (7) 音楽プレーヤーやゲーム機の使用を禁ずる。
- (8) 飲食を禁ずる（ジュース、ガム、お菓子など）。
- (9) 雑誌・マンガ・ゲーム機等、授業に関係のないものを持ち込まない。
- (10) 教科書・ノート・筆記用具を必ず持参し、授業に必要なものを机に出さない。

2. 考査についての注意事項

- (1) 座席表のとおり（出席番号順）に着席する。
- (2) 携帯電話の電源を切り、カバンにしまう（身につけない）。

- (3) シャーペン・鉛筆・消しゴム以外は机の上に置かない。
- (4) 教科書・ノート・携帯電話など持ち物を机の中に入れない。
- (5) カバンは教室の前か後ろに置く。
- (6) 物品の貸借は認めない。
- (7) 質問など必要ある場合は手をあげて監督者の指示をうける。
- (8) 不正行為を絶対にしない（特別指導）。
- (9) 考査開始の3日前から考査終了までの期間、原則として部活動を停止する。

IV 学校生活全般

1. 本校生徒としての自覚と誇りをもち、服装や言動に注意し、責任ある行動をする。
2. 常に正しい言葉づかいを心がけ、粗暴な行動をつつしみ、だれにでも明るくあいさつをするように努める。
3. 学校の備品は大切に使用する。破損した場合はすみやかに教員に届け出ること（故意に破損させた場合やふざけていて破損させた場合は実費を弁償する）。
4. 学習に必要なもの以外は学校に持ってこない。
5. 委員会・当番などの割り当てられた仕事を責任もって実行する。都合の悪いときは、担任に申し出て他の人に代わってもらう。
6. 持ち物には名前を記入する。盗難や紛失の場合はすぐに教員に届け出ること。
7. 企画室での用事（各種書類申請・支払いなど）は、始業の前に済ませる。
8. 家庭を含め、外部からの生徒宛の電話は緊急の場合以外は取りつがない。
9. 飲酒・喫煙は登下校中を含め厳禁とする。なお、成年に達した者もこれと同様とする。
10. 学校内での外来者との面会は禁止する。また、校内に不審な者がいた場合はすぐに教員に報告すること。
11. 校内に掲示を出す場合、印刷物等を配布する場合は事前に許可を受け、掲示は決められた場所にする。
12. 身体の具合が悪いときやけがをしたときなどは、保健室に申し出る。
13. 授業料・諸費・給食費などは指定の期日までに納入しなければならない。
14. 紛失や盗難を防ぐためにも、各自のロッカーにはできるだけ鍵をかける。また、教室に持ち物・貴重品を放置しない。
15. パソコン、携帯電話のサイト・ライン・ツイッターなどの書き込みによるトラブルに注意する。他人への誹謗中傷や他人（生徒・教員）の画像や動画をネットに載せないこと。

V 校外での生活

1. 学校の外でも、本校の生徒であることを忘れず、きちんとした態度をとる。交通道德など一般的な社会道徳を守り、他人や社会に迷惑をかけないようにすること。
2. バイクを使用する場合は交通法規を守り、安全運転を徹底し、必ず任意保険に加入する。
3. 学校外で催される行事に学校名で参加するとき、または学校名を使って学校外で活動するときには、事前に生活指導部に届け出る。
4. 遠距離旅行のため学生運賃割引証の交付を受けるときは、その目的・行先・日時を担任に届け出て、企画室に申し込む。

VI 人間関係

1. クラスメイトや教職員・来客に出会ったときは、きちんとあいさつをする。
2. 言葉づかいは高校生らしく、乱暴にならないように注意する。
3. 年齢・職業・国籍・性別などの違いによって考え方や意見が違う人がいても、お互いを尊重し合い、相手を理解するように努める。
4. SNSや掲示板などで生徒・教職員・学校等に関する誹謗中傷する書き込みや他人の画像を掲載しない。

VII 届出と願出

1. 次の場合は、担任を通じて学校に届け出る。
 - ・長期欠席・忌引等があったとき。
 - ・住所・保護者・職場などが変わったとき。
 - ・転学・退学・休学の願出。
 - ・授業料や積立金等の延納。
 - ・欠席・遅刻・早退をするとき。
 - ・インフルエンザなど出席停止となる感染症にかかったとき。
2. 次の届出をする場合は、下記の証明書類をつけること。
 - ・交通機関その他のやむをえない事故については、その機関の証明書。
 - ・出席停止にかかわる感染症についてはそれを証明できるもの（病院の領収書など）。
3. 忌引については次の通りの日数を欠席扱いとしない。
 - ・一親等（父、母など）・・・・・・7日
 - ・二親等（兄弟、祖父母など）・・・・3日
 - ・三親等（伯父、叔母など）・・・・1日

VII 特別指導

1. 高校生としてふさわしくない行動や言動や法律に触れる行為があった場合は特別指導とする。特別指導の対象となることからは、いじめ・暴力・暴言・窃盗・喫煙・飲酒・薬物・自動車やバイクでの通学・指導無視・著しく個人または学校の名誉・品位を傷つけた場合などである。
2. 特別指導の内容は、謹慎指導（別室もしくは自宅）・校長（管理職）説諭などであり、法律違反の場合は警察と連携をとることがある。特別指導の申し渡しは保護者同伴で行う。

VIII SNS 葛商ルール

- ・ネット、SNS に他人の画像や映像を無断でアップしない
- ・授業中に携帯電話を使わない、SNS を使わない
- ・ネット、SNS で他人の悪口を書かない
- ・ネット、SNS に個人情報をアップしない

平成 28 年 3 月 生徒会にて策定

東京都立葛飾商業高等学校

〒125-0051

東京都葛飾区新宿 3 丁目 1 4 番 1 号

T E L 03-3607-5178

平成 28 年 3 月改訂